

# 袋井市議会基本条例（案）に対するご意見・ご提案をお寄せください

- ◇袋井市議会では、議会及び議員の活動の原則と責務、市民及び市長等との関係など、議会の基本的事項を定めた条例の制定を進めています。皆様のご意見・ご提案をお聞かせください。
- ◇ **資料閲覧方法** 「袋井市議会基本条例（案）」の詳細は、11月10日（月）から12月9日（火）まで、市役所2階情報公開コーナー、浅羽支所1階ロビー、月見の里学遊館1階市民サロン、市ホームページでご覧になれます。
- ◇ **対象** 市内在住・在勤・在学の方または、市内の企業・団体
- ◇ **意見提出方法** ①件名「袋井市議会基本条例（案）について」、②住所、③氏名、④電話番号、⑤意見を記入し、郵送または、ファクス、Eメールにより提出してください（様式は問いません）。直接、市役所5階議会事務局へ提出することもできます。
- ◇電話でのご意見は受け付けません。必ず文書で提出してください。
- ◇個別の回答は行いません。意見を公表する場合、氏名や住所は公表しません。
- ◇ **意見募集期間** 11月10日（月）～12月9日（火） 必着
- ◇ **問合せ先** 袋井市議会事務局 電話44-3143 FAX44-3148  
〒437-8666 袋井市役所 Eメール gikai@city.fukuroi.shizuoka.jp

## 11月定例会のお知らせ

- 【場 所】 市役所5階議場及び各委員会室  
【時 間】 午前9時から  
【日 程】
- 11月25日（火） 開会、議案の説明
  - 12月 2日（火） 市政に対する一般質問
  - 3日（水） 市政に対する一般質問
  - 4日（木） 市政に対する一般質問
  - 8日（月） 議案の審査（常任委員会）
  - 9日（火） 議案の審査（常任委員会）
  - 17日（水） 閉会、委員長報告～採決

## 寄附の禁止

市及び市議会では、明るい選挙、お金のかからない選挙を目指し三不運動を行っています。

- ①政治家は有権者に寄附を贈らない
- ②有権者は政治家に寄附を求めない
- ③政治家から有権者への寄附は受け取らない

### 禁止されている寄附の例

- 町内会の集会や旅行などへの寸志や飲食物の差入れ
- 祭りへの寄附や差入れ
- 運動会など地域行事への飲食物の差入れ
- 落成式・開店祝いの花輪
- お中元、お歳暮、入学祝、卒業祝
- 結婚祝・香典（政治家本人が出席してその場で行う場合は、罰則が適用されない場合があります）

## 市議会の中継（録画）放送・会議録がご覧いただけます。

Yahoo! や Google などの検索画面から

袋井市議会

検索

クリック!!

市議会のホームページでは、議会活動日誌や行政調査報告など、様々な情報を閲覧することができます。

## ふくろい市議会だより No.48

〒437-8666 袋井市新屋1丁目1番地の1  
TEL.(0538)44-3143(直通) FAX.(0538)44-3148

ホームページ <http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>  
メールアドレス [gikai@city.fukuroi.shizuoka.jp](mailto:gikai@city.fukuroi.shizuoka.jp)

発行/静岡県袋井市議会  
発行日/平成26年11月1日

再生紙を使用しています



### 編集後記

キンモクセイの香りと共に秋の深まりを感じる季節、袋井市議会では9月定例会において平成25年度決算に対し活発な審議が行われました。

今後、議会としてもキンモクセイの花言葉のように真実を見極め市民の負託に応えるため、努力して参ります。